



市 章

大津市公報

令 和 3 年 1 月 22 日
号 外 (第 2 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 3 大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則…………… 1
- 4 大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 2

規 則

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年1月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第3号

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大津市生活保護法施行細則(平成21年規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式第23号中

①マッサージ	軀 幹	円×	回=	円
	右上肢	円×	回=	円
	左上肢	円×	回=	円
	右下肢	円×	回=	円
	左下肢	円×	回=	円
②変形徒手矯正術		円×	回=	円
③温罨法		円×	回=	円
④温罨法・電気光線器具		円×	回=	円

を

に改める。

①マッサージ	軀 幹	円×	回=	円
	右上肢	円×	回=	円
	左上肢	円×	回=	円
	右下肢	円×	回=	円
	左下肢	円×	回=	円
②温罨法(加算)		円×	回=	円
③温罨法・電気光線器具(加算)		円×	回=	円
④変形徒手矯正術	右上肢	円×	回=	円
	左上肢	円×	回=	円
	右下肢	円×	回=	円
	左下肢	円×	回=	円

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市生活保護法施行細則の様式により調製された用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年1月22日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第4号

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成21年規則第52号）の一部を次のように改正する。

「

様式第8号中

①マッサージ	軀 幹	円×	回＝	円
	右上肢	円×	回＝	円
	左上肢	円×	回＝	円
	右下肢	円×	回＝	円
	左下肢	円×	回＝	円
②変形徒手矯正術		円×	回＝	円
③温電法		円×	回＝	円
④温電法・電気光線器具		円×	回＝	円

を

「

①マッサージ	軀 幹	円×	回＝	円
	右上肢	円×	回＝	円
	左上肢	円×	回＝	円
	右下肢	円×	回＝	円
	左下肢	円×	回＝	円
②温電法（加算）		円×	回＝	円
③温電法・電気光線器具（加算）		円×	回＝	円
④変形徒手矯正術	右上肢	円×	回＝	円
	左上肢	円×	回＝	円
	右下肢	円×	回＝	円
	左下肢	円×	回＝	円

に改める。

」

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の様式により調製された用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。